

(別紙2)

平成29年度社会福祉法人指導監査是正又は改善状況報告書

提出日	平成30年2月14日
法人名	社会福祉法人遊歩
担当 (連絡先)	伊澤 寿高 (電話:21-4123)(FAX:24-1123)

指摘事項	是正又は改善状況	改善時期
<p>貴法人経理規程第23条において、日々入金した金銭は、これを直接支出に充てることなく、収入後5日以内に金融機関に預け入れなければならない旨が定められている。しかし、現金の扱いについて以下のとおり不適切な点が見受けられた。</p> <p>○放課後等デイサービス(児童すこやかわれもこう)サービス区分において、利用者からおやつ代、日用品費、教材費を徴収し、当該金銭を金融機関に預け入れることなく長期に渡り法人で保管し、おやつや日用品等の購入に充てている事例が見受けられた。については、経理規定を遵守し、収入のあった金銭を直接支出に充てることは避け、おやつ等常用雑費の支出については小口現金を使用すること。</p> <p>○上記指摘事項に附隨して、他のサービス区分においても利用者から徴収した金銭を収入後5日以上保有している事例が見受けられた。金銭を長期間に渡り保有することはリスク管理の観点から好ましくないため、金銭収入後は所定の期間内に金融機関に預け入れること。</p> <p>○利用者から徴収した金銭について、Excelの表で出納管理していることであるが、当該表について経理規定に定められていない。については、補助簿として現金出納簿を規定し、出納管理することが望ましい。</p>	<p>○放課後等デイサービス(児童すこやかわれもこう)のおやつ代、日用品費、教材費について、経理規程に従い、金融機関に7日以内(経理規程見直し)に預け、新たに小口現金を設け、これより支出することとします。</p> <p>○今一度各サービス区分をチェックし、経理規程の遵守を図ります。</p> <p>○外部の会計事務所と相談の上、補助簿として現金出納簿を経理規程に定めるなど、今一度経理規程を見直します。</p>	○平成30年4月1日
<p>平成28年度計算書類及びその附属明細書について、不整合な点が散見された。</p> <p>社会福祉法の改正に伴い、社会福祉法人のガバナンス強化が求められているところであるが、中でも計算書類をはじめとした経営情報を公表することは法人運営の透明性を向上させるうえで重要な役割を果たすものである。しかし、現在公表されている計算書類は貴法人の経営状況を正確に表したものとは言い難い。</p> <p>については、内部のチェック体制を強化する等、財務会計に関する事務処理体制の向上を図ること。あわせて、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人といった外部の財務会計に関する専門家の支援を受けることが望ましい。</p>	<p>○計算書類の作成について、新たに外部の財務会計に関する専門家(八幡一秀税理士)と業務契約を締結して、事務処理体制の向上を図ります。</p>	○平成30年2月1日